

2025 年 11 月 17 日

一般社団法人日本建設業連合会
会長 宮本 洋一 様

民間(七会)連合協定
工事請負契約約款委員会
委員長 古阪秀三

民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正予定について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

建設業法が令和 6 年 6 月に改正され、本年 12 月中旬に全面施行されることを踏まえ、現在、当委員会では民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正を検討中ですが、同様に改正を行う中央建設業審議会の標準契約約款（公共、民間、下請各契約約款）の改正案の公表が 12 月初旬に予定されています。

当委員会としては、この中建審標準約款の改正の内容を踏まえて、民間(七会)連合協定約款を改正し、改正案を公表する方針です。（公表は 2025 年 12 月 12 日予定）

ただし、新約款（改正版冊子）の印刷・頒布が可能となるのは、来年（2026 年）1 月末以降になる見込みです。

つきましては、新約款（改正版冊子）が発行されるまで、現行約款の販売に関しましては、以下の対応（経過措置）をお取りいただくようお願い申し上げます。

大変ご迷惑をお掛けしますが何卒宜しくお願い申し上げます。

記

【具体的な対応（経過措置）】

改正約款公表（12/12 予定）と同時に構成団体（販売委託団体）あてに、新約款の「新旧対照表」を送付いたします。

改正約款公表以降の約款購入者への現行約款の販売に当たっては、請負契約締結の際に、発注者・受注者それぞれが当該「新旧対照表」を契約書一体として編綴（綴じ込む）することで利用するよう案内していただきたくお願いいたします。（約款購入者あての「お知らせ文書」（案内文書）は当委員会で準備いたします。委員会HPでも掲載周知致します。）

対応方法の詳細につきましては、改正約款公表時（12/12 予定）に再度お知らせいたします。

【説明会の実施】

なお、来年 1 月 23 日に構成団体の皆様あての改正約款の説明会を予定しております。この件につきましても別途ご案内申し上げます。

以上